秋田市行政不服審査法施行条例

目次

第1章 総則(第1条および第2条)

第2章 審理手続(第3条一第6条)

第3章 秋田市行政不服審査会(第7条-第19条)

第4章 雜則 (第20条-第22条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」 という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

第2章 審理手続

(適用除外)

- 第3条 法第9条第1項ただし書に規定する条例に基づく処分で条例に特別の定めがある場合は、次の各号に掲げる条例に基づく処分に対する審査請求がされた場合とする。
  - (1) 秋田市情報公開条例 (平成9年秋田市条例第39号)
  - (2) 秋田市個人情報保護条例(平成17年秋田市条例第11号)
  - (3) 秋田市公文書管理条例 (平成24年秋田市条例第58号)

(弁明書の提出)

- 第4条 処分庁が次の各号に掲げる書類を保有する場合には、法第29条第 3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。
  - (1) 秋田市行政手続条例(平成7年秋田市条例第44号)第23条第1項に規定する聴聞調書および同条第3項に規定する聴聞報告書
  - (2) 秋田市行政手続条例第26条第1項に規定する弁明書 (手数料等)
- 第5条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規

定に基づき、同条第1項(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第216条 第1項又は地方税法(昭和25年法律第226号)第433条第11項において読 み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による交付を受ける 審査請求人又は参加人は、別表に規定する額の手数料を納付しなければ ならない。

- 2 審理員は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、前項の手数料を減額 し、又は免除することができる。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定に基づき 保護の決定を受けている者であって、その旨を確認できる書面を提示 したものから請求があった場合
  - (2) 審理員が特に減額し、又は免除する必要があると認めた場合
- 3 法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、 第1項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する 費用を納付して、交付に係る法第38条第1項に規定する書面もしくは書 類の写し又は交付に係る同項に規定する電磁的記録に記録された事項を 記載した書面の送付を求めることができる。

(手数料の不還付)

第6条 既納の手数料は、還付しない。ただし、審理員が特に必要がある と認めるときは、この限りでない。

第3章 秋田市行政不服審査会

(秋田市行政不服審査会)

第7条 法第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、秋田市行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第8条 審査会は、法第2条および第3条の規定による審査請求に係る事件の調査審議に関する事項を所掌する。

(組織)

第9条 審査会は、委員6人以内をもって組織する。

(委員)

- 第10条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。ただし、再任は妨げない。
- 3 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

(秘密保持)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退 いた後も、同様とする。

(会長)

- 第12条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ 指名する委員が、その職務を代理する。

(会議等)

- 第13条 審査会は、会長が招集する。
- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のと きは、会長の決するところによる。

(合議体)

- 第14条 審査会は、委員のうちから会長が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。
- 2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合は、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(調査審議の手続の併合又は分離)

第15条 前条の合議体は、必要があると認める場合には、数個の事件に係 る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議 の手続を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、 又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。 (調査審議の非公開)
- 第16条 合議体の行う審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第17条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(手数料等)

第18条 第5条および第6条の規定は、法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第5条第1項中「第38条第6項」とあるのは「法第81条第3項」と、「適用」とあるのは「準用」と、「同条第4項」とあるのは「第78条第4項」と、「同条第1項(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第216条第1項又は地方税法(昭和25年法律第226号)第433条第11項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)」とあるのは「同条第1項」と、同条第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同条第3項中「第38条第1項」とあるのは「第81条第3項の規定により準用する第78条第1項」と、「書面もしくは書類」とあるのは「主張書面もしくは資料」と、第6条中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、 会長が審査会に諮って定める。

第4章 雑則

(実費弁償)

第20条 審理員又は審査会は、法第34条又は法第74条の規定により、参考 人の出席および証言を求めた場合においては、当該参考人に対して秋田 市職員等の旅費に関する条例(昭和28年秋田市条例第5号)の規定によ る旅費支給の例によりその旅費を支給するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第21条 市長は、職員が審理員として行った職務を理由として、当該職員 に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(審査会の招集)

2 この条例の施行後最初に開催される審査会の招集は、第13条第1項の 規定にかかわらず、市長が行う。

(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

3 秋田市職員の退職手当に関する条例(昭和29年秋田市条例第2号)の 一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(秋田市行政手続条例の一部改正)

4 秋田市行政手続条例(平成7年秋田市条例第44号)の一部を次のよう に改正する。

第3条第8号中「、異議申立て」および「、決定」を削る。

(秋田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

5 秋田市固定資産評価審査委員会条例(平成10年秋田市条例第1号)の 一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所および氏名又は所在地および名称」を 「氏名又は名称および住所又は居所」に改め、同項中第4号を第5号と し、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号 を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査

法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令 (平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加 える。

- 6 審査申出人は、代表者もしくは管理人、総代又は代理人がその資格 を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。 第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。
- 4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、その副本 を市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「おいては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人および市長の主張の要旨
- (4) 理由

(秋田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

6 改正後の秋田市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項および第6項、第6条第2項および第4項ならびに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出および平成27年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出であって当該登録された価格に係る地方税法第419条第3項の規定による公示の日又は同法第417条第1項の通知を受けた日が平成28年4月1日以後の日であるもの(以下この項において「申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出」という。)について適用し、平成27年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

別表 (第5条、第18条関係)

公文書の書類	写しの交付の方法		金額	
書面もしくは書	電子複写機により	単色(黒)刷り	1枚につき	10円
類の写し又は主	用紙に複写したも	カラー複写	1枚につき	50円
張書面もしくは	のの交付			
資料の写し				
電磁的記録に記	用紙に出力したも	単色(黒)刷り	1枚につき	10円
録された事項を	のの交付	カラー複写	1枚につき	50円
記載した書面				

## 備考

- 1 用紙の両面に複写又は印刷をする場合は、片面を1枚として計算する。
- 2 書面又は書類を複写する用紙および電磁的記録を出力する用紙の 大きさは、日本工業規格A列3番以下とする。